

旧	新
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険（製造業用）約款</p> <p style="text-align: right;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00017 沿革 平成16年 1 月 5 日 一部改正 平成16年 4 月 1 日 一部改正 平成17年 3 月29日 一部改正</p> <p>第 1 条～第 8 条 （略）</p> <p>（免責）</p> <p>第 9 条 日本貿易保険は、第 2 0 条第 3 項及び第 3 4 条第 1 項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 以下のいずれかに該当する輸出契約等に係る損失</p> <p>イ 輸出契約等の契約金額が 5 0 0 億円超であるもの。</p> <p>ロ 輸出契約等の締結の日から最終決済期限の日までの期間が 1 年超であるもの。</p> <p>ハ 代金等の決済期限が船積の日又は対価の確認の日から 6 月超であるもの。</p> <p>ニ リテンション決済が含まれているもの。</p> <p>ホ 輸出契約等に表示された通貨（邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。）と異なる通貨により代金等の決済が行われる旨の規定を有するもの（以下「異種通貨決済輸出契約等」という。）であって、表示通貨と異なる通貨への換算方法が明確に定められていないもの。</p> <p>ヘ この証券記載の輸出契約等の相手方、仕向国又は支払国のいずれかが異なるもの。</p> <p>ト 貿易保険法施行令（昭和 2 8 年政令第 141 号）第 1 条第 1 項、第 2 項又は第 6 項に定める事項を備えていないもの。</p> <p>チ 輸出契約等の締結の日において、輸出契約等に基づく仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める、引受停止国となっているもの。</p> <p>リ 日本貿易保険が別に定める要件を備えているもの。</p> <p>二 <u>第 3 条第 1 号のてん補危険の場合にあっては、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者若しくはこれらの者の代理人若しくは使用人又は輸出契約等の相手方（第 4 条第 11 号から第 13 号までのいずれかに該当する事由に係る場合を除く。）の故意又は重大な過失により生じた損失</u></p> <p>三 <u>第 3 条第 2 号又は第 3 号のてん補危険の場合にあっては、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人の故意</u></p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険（製造業用）約款</p> <p style="text-align: right;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00017 沿革 平成16年 1 月 5 日 一部改正 平成16年 4 月 1 日 一部改正 平成17年 3 月29日 一部改正 <u>平成17年 9 月 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 8 条 （略）</p> <p>（免責）</p> <p>第 9 条 日本貿易保険は、第 2 0 条第 3 項及び第 3 4 条第 1 項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 以下のいずれかに該当する輸出契約等に係る損失</p> <p>イ 輸出契約等の契約金額が 5 0 0 億円超であるもの。</p> <p>ロ 輸出契約等の締結の日から最終決済期限の日までの期間が 1 年超であるもの。</p> <p>ハ 代金等の決済期限が船積の日又は対価の確認の日から 6 月超であるもの。</p> <p>ニ リテンション決済が含まれているもの。</p> <p>ホ 輸出契約等に表示された通貨（邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。）と異なる通貨により代金等の決済が行われる旨の規定を有するもの（以下「異種通貨決済輸出契約等」という。）であって、表示通貨と異なる通貨への換算方法が明確に定められていないもの。</p> <p>ヘ この証券記載の輸出契約等の相手方、仕向国又は支払国のいずれかが異なるもの。</p> <p>ト 貿易保険法施行令（昭和 2 8 年政令第 141 号）第 1 条第 1 項、第 2 項又は第 6 項に定める事項を備えていないもの。</p> <p>チ 輸出契約等の締結の日において、輸出契約等に基づく仕向国又は支払国が、日本貿易保険が定める、引受停止国となっているもの。</p> <p>リ 日本貿易保険が別に定める要件を備えているもの。</p> <p>二 <u>保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人の故意又は重大な過失により生じた損失</u></p>

<p>又は重大な過失により生じた損失</p> <p>四 貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失（共同海損、救助料その他海上保険によって通常でん補される損失を含む。）</p> <p>五 被保険者による法令（外国の法令を含む。）違反によって取得された輸出契約等に係る債権について生じた損失</p> <p>六 保険関係の成立から損失発生までのいずれかの時点において、輸出契約等の相手方が、次のいずれかに該当する場合における第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失</p> <p>イ 被保険者の本店又は支店（被保険者が支店の場合、他の支店を含む。）</p> <p>ロ 被保険者と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社</p> <p>(1) 被保険者の親会社又は子会社（「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。）</p> <p>(2) 被保険者の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、(1)により親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、(1)により子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 議決権の過半数を被保険者、被保険者の直接親会社又は被保険者の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（(1)及び(2)に該当する法人を除く。）</p> <p>(4) (1)、(2)及び(3)に該当する法人の支店</p> <p>ハ 被保険者と特定の人的関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社</p> <p>(1) 被保険者が取締役等（「取締役等」とは、派遣先において代表権を有することとなる者、取締役の職に就く者若しくはその他経営の基本的方針の決定に参加することとなる者をいう。以下同じ。）を派遣する法人若しくは当該法人が取締役等を派遣する法人又は被保険者に取締役等を派遣する法人若しくは当該法人に取締役等を派遣する法人</p> <p>(2) 被保険者が取締役等を派遣する法人の直接子会社又は被保険者に取締役等を派遣する法人の直接親会社若しくは直接子会社</p> <p>(3) 被保険者の直接親会社が取締役等を派遣する法人、被保険者の直接親会社に取締役等を派遣する法人又は被保険者の直接子会社が取締役等を派遣する法人</p> <p>(4) (1)、(2)及び(3)に該当する法人の支店</p> <p>ニ その他イからハに掲げるものと実質的に同視できるものとして、日本貿易保</p>	<p>三 貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失（共同海損、救助料その他海上保険によって通常でん補される損失を含む。）</p> <p>四 被保険者による法令（外国の法令を含む。）違反によって取得された輸出契約等に係る債権について生じた損失</p> <p>五 保険関係の成立から損失発生までのいずれかの時点において、輸出契約等の相手方が、次のいずれかに該当する場合における第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失</p> <p>イ 被保険者の本店又は支店（被保険者が支店の場合、他の支店を含む。）</p> <p>ロ 被保険者と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社</p> <p>(1) 被保険者の親会社又は子会社（「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。）</p> <p>(2) 被保険者の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、(1)により親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、(1)により子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 議決権の過半数を被保険者、被保険者の直接親会社又は被保険者の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（(1)及び(2)に該当する法人を除く。）</p> <p>(4) (1)、(2)及び(3)に該当する法人の支店</p> <p>ハ 被保険者と特定の人的関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社</p> <p>(1) 被保険者が取締役等（「取締役等」とは、派遣先において代表権を有することとなる者、取締役の職に就く者若しくはその他経営の基本的方針の決定に参加することとなる者をいう。以下同じ。）を派遣する法人若しくは当該法人が取締役等を派遣する法人又は被保険者に取締役等を派遣する法人若しくは当該法人に取締役等を派遣する法人</p> <p>(2) 被保険者が取締役等を派遣する法人の直接子会社又は被保険者に取締役等を派遣する法人の直接親会社若しくは直接子会社</p> <p>(3) 被保険者の直接親会社が取締役等を派遣する法人、被保険者の直接親会社に取締役等を派遣する法人又は被保険者の直接子会社が取締役等を派遣する法人</p> <p>(4) (1)、(2)及び(3)に該当する法人の支店</p> <p>ニ その他イからハに掲げるものと実質的に同視できるものとして、日本貿易保</p>
---	--

<p> <u>險が特に認めた海外商社</u>  <u>(保険金不払、保険金返還)</u>  第10条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。 </p> <p> 一 <u>第3条第1号のてん補危険の場合にあっては、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者若しくはこれらの者の代理人若しくは使用人又は輸出契約等の相手方(第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由に係る場合を除く。)</u>の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じたとき。 </p> <p> 二 <u>第3条第2号又は第3号のてん補危険の場合にあっては、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人の過失(重大な過失を除く。)</u>により損失が生じたとき。 </p> <p> 三 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき。 </p> <p> 四 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。 </p> <p>以下 (略)</p> <p>附 則 この約款は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成16年1月5日から実施する。</p> <p>附 則 この改正は、平成16年4月1日から実施する。</p> <p>附 則 この改正は、平成17年4月1日から実施する。</p>	<p> <u>險が特に認めた海外商社</u>  <u>(保険金不払、保険金返還)</u>  第10条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。 </p> <p> 一 保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じたとき。 </p> <p> 二 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げなかったとき又は真実でないことを告げたとき。 </p> <p> 三 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき。 </p> <p>以下 (略)</p> <p>附 則 この約款は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成16年1月5日から実施する。</p> <p>附 則 この改正は、平成16年4月1日から実施する。</p> <p>附 則 この改正は、平成17年4月1日から実施する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成17年10月1日から実施する。</u></p>
---	---